【必要事項記載部分】

1．南極投票指定市長村の選挙管理委員会の委員長の記載事項

①南極投票指定市町村名

都道府県　　市町村　　（区）

②この用紙を隊長に交付した年月日　　年　　月　　日

③憲法改正案の種類

④投票人の投票人名簿登録市町村名

都道府県　　市町村　　（区）

2．不在者投票管理者の記載事項

①氏名（署名）

②投票記載場所

③この用紙を投票人に交付した年月日

年　　月　　日

3．立会人の記載事項

氏名（署名）

4．投票人の記載事項

①氏名（署名）

②住所

市区町村

③南極投票人証若しくは投票人名簿登録証明書又は南極選挙人証若しくは選挙人名簿登録証明書の交付年月日

年　　月　　日

5．代理投票の仮投票の場合

代理記載人の署名

（切取り線）

【投票記載部分】

南極投票

○注意

一　憲法改正案に賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を○の記号で囲むこと。

二　憲法改正案に反対するときは、次の欄内の反対の文字を○の記号で囲むこと。

三　○の記号以外は何も書かないこと。

記載欄	
賛成	反対

（切取り線）



ファクシミリ送信時の用紙の向き

【注意事項記載欄】

1　「1．南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄には南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長が、「2．不在者投票管理者の記載事項」欄には不在者投票管理者である隊長が、「3．立会人の記載事項」欄には立会人が、それぞれ記載した後、交付されますので、投票人は記載事項を消したり、修正を加えたりしないでください。

2　不在者投票管理者である隊長からこの投票送信用紙の交付を受けた投票人は、投票の記載をする場所で「4．投票人の記載事項」欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。

3　投票の記載を行った投票人は、直ちに不在者投票管理者である隊長が指定したファクシミリ装置を用いて隊長から知らされた電気通信番号を用いて南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてにこの投票送信用紙を送信してください。

4　代理投票の場合は、「4．投票人の記載事項」欄には代理記載人が記載してください。

5　「5．代理投票の仮投票の場合　代理記載人の署名」欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。

6　この投票送信用紙をファクシミリ装置を用いて送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。

7　投票人は、ファクシミリ装置による送信を行った後は、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに隊長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面にはり付けて、隊長に提出してください。

市（区）（町）（村）選挙管理委員会　印

備考

一　投票送信用紙は片面印刷の方法により調製しなければならない。

二　投票送信用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

三　二以上の憲法改正案について国民投票を行う場合においては、いずれの憲法改正案に係る投票送信用紙であるかを表示しなければならない。

四　投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印は、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、南極投票指定市町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

五　不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができると認められる場合に限り、南極投票指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

六　南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票送信用紙の必要事項記載部分の「1．南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。

七　南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、二以上の憲法改正案がある場合は、必要事項記載部分の「1．南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄中「③憲法改正案の種類」欄に憲法改正案の種類を記入して交付しなければならない。

八　投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。